

子どもの権利条約



題字イラスト／土田義晴

〔目次〕

- 権利条約からみた「いじめ」問題 ネットワークトークから ……1～3
- 過去を語ることで見えてきた自分 ・「いじめ119番」が必要
- 学校に「感覚のずれ」
- 寄りそえるおとなとの出会いをこそ
- 条約第19条は親の体罰禁止規定 —子どもの権利委員会第7会期 ……4
- フィリピン語版 「権利条約・手引き書」の刊行 ……6
- 10代のボランティアが創る 活動文化祭 ……6
- 子ども議会開かれる ……7
- 阪神大震災 外国人被災者に支援を ……8



ネットワークトーク「子どもたちからみたいじめ問題」
静かに、ゆっくり、深めていく

とくに、「いじめ」問題が、とかく①いじめ回避の最終手段としての「不登校」問題と重なる傾向にあること、②地方によっては、そのような最終手段としての不登

一九九五年一月二日、イトーピア 浜離宮集会所において、ネットワークトークが開催された。
私たち条約の実施に関心をもつ者からみると、今回の一連のいじめ自殺事件については、マスコミ等の論調とは別の側面での検討が必要のように思えてならない。

「いじめ」問題に直面する子ども世代がどうやって自らの世代の問題として立ちむかえるのか。親や教師などおとな世代の助けを借りずともこれを解決しうる子ども社会としてのオートノミーをどう回復できるのか。
そのような問題意識もあり、テーマは「子どもたちからみたいじめ問題」とし、広く若者にも参加を呼びかけた。残念ながら当日は、多くは集まらなかったが、いじめに苦しんだ経験を一〇代から佐藤記子さんが話してくれた。またかつて愛知の管理教育に抵抗して私服登校をしたことのある木村高志さん（フリーランス）が、東部中学校のいじめ苦自殺事件の取材報告を行なった。いずれの報告も参加者の胸を打つものであり、親の立場、子どもの立場、教師の立場など参加者各々の関心から活発な討論が展開された。

いじめ問題と関係する条約条文

- ①差別禁止（2条）、②子どもの最善の利益（3条）、③親の指導権（5条、18条）、④生命、生存と発達の確保（6条）、⑤意見表明権（12条）、⑥表現・思想・良心の自由（13、14条）、⑦結社・集会の自由（15条）、⑧プライバシー、名誉の保護（16条）、⑨虐待からの保護（19条、34条）、⑩人権教育（29条）、⑪少年司法関係（37、40条）
（作成 藤井幹夫・喜多明人）

校すら許されない地域的土壌があること、③場合によっては、「世間の目」を気にする親までが「加害者」的立場に立たせられる傾向があること（いやる子を無理に学校へ押し込め、いじめと不登校がくりかえされる）などが明らかにされた。なお、進行役の荒牧重人氏から、この問題をネットワークとしても継続的に議論していく旨の提案がなされ、今後とも深めていくことになった。

（文責 喜多明人）

1・21 ネットワークトークから

権利条約からみた「いじめ」問題

過去を語る」ことで見えてきた自分

■佐藤 記子

正直言うと、私は前日まで悩んでいました。「今でも心の整理がつかず、いじめという過去を引きずっている」と自分で認めるような気がしたし、「新しい場所で、新しい自分として生きたい」という思いが強かったからか、

自然に自分自身を隠そうとするようになっていたのかも知れません。

昔の私は、登校拒否児でした。たび重なる友人・先生のうらぎりに嫌気がさし、両親に伝えたくとも伝えきれない毎日に「生きる」ということに無気

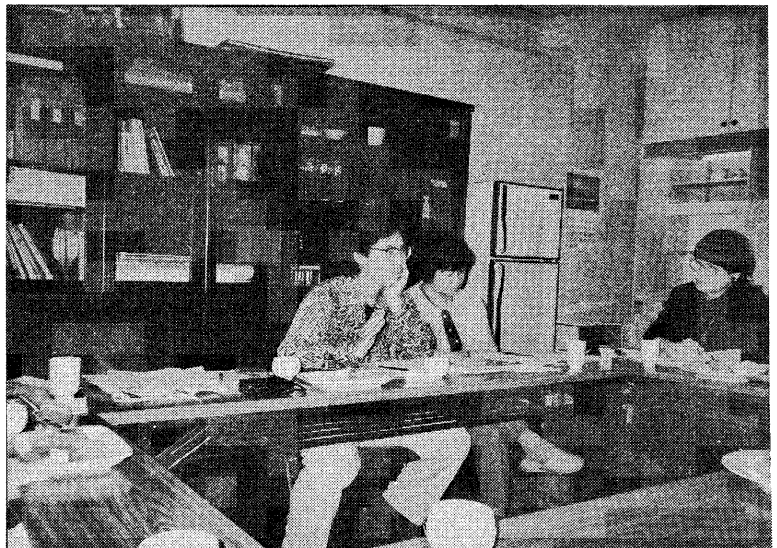
力になっていく頃もありました。人と比較しては、生まれてくる時代を間違っていたと考え、自分の殻に閉じこもることで、自分を認め、自分しか見ていませんでした。でも周囲の温かい目が見えた時、私の世界が狭かったことに気付きました。「私のことを真剣に考えてくれている人がいる。自分は愛されている」と。

人間は強いようで、意外にもろく壊れやすいと思うのです。でも、ちょっとし



たきっかけて何かに気付くと、勇気や自信につながって強くなれると思います。私もいつか誰かにとっての大きい存在になることができたかと思っています。

今回、子どもの権利条約に参加させていただき、ありがとうございます。話している最中、話し終えた後、どのような反応が返ってくるのか不安でしたが、私が考えていた反応とは逆に「自分の子供も……」と話して下さる方、わざわざ私の所に足を運んで下さり名刺を下さった方々に、とても嬉しく思っています。自分の伝えたいことが言葉にならず聞きにくかったことと思いますが、違った部分から「人権とは何か?」ということを見直



せた気がしています。また何かの機会に、皆様と一緒に考え、話せることがあれば嬉しく思います。

いじめ119番が必要

■木村 高志 (フリーランス)

愛知県西尾市東部中学校でいじめ苦により自殺した

大河内清輝君の近辺を取材した。私自身、愛知の管理教育を受けてき

て、私服登校をした経験をもつが、今回の清輝君事件報道のなかで、愛知の

管理教育の問題が十分におさえられていない。東部中学では、あい変わらずのヘルメットにジャージ姿の登校風景が見られた。

そんな管理下のなかで、町の雰囲気としても子どもを監視しがちであり、不登校などはタブー視される傾向も強い。清輝君の側からみれば、いじめから逃れるために学校に行かない、という自衛手段すらとれない状況にあったといえる。

また、子ども社会のいじめはおとな

学校に「感覚のずれ」

——ネットワークに参加して——

大河内君の事件がテレビで報道されるのを見ていましたが、体育館での集会のどなり声にはぞっとしました。今回の報告で、今後学校が努力していく点が紹介されましたが、感覚のずれをとて感じました。あいさつ運動は私も小学生の時にやらされましたが、それによってあいさつの本来の意味が分

からなくなり、機械的になっただけでした。

私は高校生の時に、学校での同級生との会話がテレビや芸能界のことか受験のことしかなく、とても息苦しかったことを覚えています。子どもたちには、様々なことを考える余裕をまず与えるべきだと思います。

■清水 直子（学生）

先生たちは社会とのずれに気付かず、自分がどれだけ子どもたちとかけ離れた存在か気付いていないと思います。だからまず今は、いじめ119番や、少なくとも親に守ってもらうことが、子どもにとって一番必要なことだと思います。

は、子どもの『緊急事態』に直面してその子を救済する『いじめ119番』が必要ではないか。震災でいえば、被災をうけた人を救急車で運び、安全で治療のできる病院に早急に運ぶことが大切であるが、いじめという被災に対しては、まず緊急避難できる所に連れていく。安心して、自分をとりもどせる居場所を確保していくことが大切だと思う。

ち言い逃れただけではなかったようだ。清輝君にとって、いじめていた子どもたちだけが唯一仲間と呼べるものだったようで、彼らが矢萩川や遠く離れたゲームセンター等、近所の人の目にふれない場所を求めて遊んでいたのは、単にいじめの発覚を恐れていただけでなく、清輝君を含めた孤独な少年たちの現実から隔離された唯一ほっとできる瞬間だったのかも知れない。そんな中で一方ではいじめがエスカレートし、また一方ではお互いの孤独をなめあっていたのではないだろうか。

事件が起こるたびに思うことだが、誰かを糾弾することが正義かのようにマスコミは騒ぎ立て、何か事態が悪い方へと流れてしまふのは残念なことだ。愛知だけではない管理教育の見直しこそが急務だと思うのだが、ともあれ、今を生きて行かなければならない子どもたちの為に何かできることはないのだろうか。

つばりの子を持つ親の「針ねずみの会」というのがあるそうだが、その関係者が「良い大人と出会えるのなら少年院もまた良いのでは」と言ったそうだが、そうなる前に子どもたちが良い大人と出会えるように願わずにはいられない。息子の学校の教師が保護者会の席で「行きたくなる学校」「帰りたい家」と言ったが、少なくとも親として子どもの為に「帰りたい家」だけは確保してやりたい。

寄りそえるおとなの言葉をつなぐ

■北原希代子（母親）

くれた木村さんの取材によると、学校側や教師が「友達同志仲良く遊んでいるように思えた」と言うのも、あなが

大河内清輝君の自殺事件は、中二の息子を持つ母親にとって実に切なく、悲しい出来事だった。

連日のマスコミ報道で大体のことは理解していたつもりだったが、ネットワークのいじめ問題トピックで報告して

条約19条は親の体罰禁止規定

子どもの権利委員会第7会期報告

子どもの権利委員会第7会期は一九九四年九月二十六日～一〇月一四日にかけて開かれ、ホンジュラス、インドネシア、マダガスカル、パラグアイ、スペイン、アルゼンチンの6か国について報告審査が行なわれた。このうちインドネシアは第4会期（一九九三年）で行なわれた審査のフォローアップである。

1 「体罰」についてより明確な態度

委員会はもとと体罰や虐待については厳しい態度で臨んでおり、各国の報告審査でもこの問題を重点的に取り上げてきたが、今会期では、親によるものも含めた体罰の全面禁止をますますはつきり求めるようになったのが特徴的である。

たとえば、スペインでは学校での体罰や屈辱的な罰はいさい認められていないが、親については「合理的かつ穏やかなやり方で罰を与えることができる」との規定があり、「限度を越えた厳しさで」子どもを扱った場合にのみ公的機関の介入があるとされている。委員会では、この表現が体罰の余地を残す曖昧なものとして批判され、「条約第19条はあらゆる身体的・精神的暴力を禁止している。……体罰をはつきりと禁止することが子どもたちへのメ

ッセージにもなるはずだ」と体罰の全面的・明示的禁止が求められた。

アルゼンチンについても同様である。同国は最近父親の懲戒権に関する民法の規定を改正し、矯正施設に一月月送ることができるという規定を削除したほか、暴力的であったり尊厳を傷つけたりするような罰は許されない旨の規定を設けた。しかし、政府代表が「限度を越えた体罰は違法」と述べたことから「ゲンコツやビンタやお尻を叩くことは許されているのか」などと委員会が追及、「第19条の規定はきわめてはつきりしており、中間はない」などと、やはり体罰の全面的・明示的禁止を求められている。

このように、委員会は、主に条約第19条（政府訳「あらゆる形態の身体的若しくは精神的な暴力、傷害若しくは

虐待、放置若しくは怠慢な取扱い、不当な取扱い又は搾取（性的虐待を含む。）の禁止）を引きながら、親によるものであれ何であれ、どんなに軽い体罰でも条約に照らせば問題があると

2 一般的討議

今会期では、国際家族年にちなみ、「子どもの権利の促進における家族の役割」というテーマで一般的討議が行なわれた。テーマが広範すぎて議論が拡散した点是否めないが、それでも子どもの権利と家族の問題を考えるひとつのきっかけにはなったと言える。

討議では、家族が子どもにとって最初の社会生活・学習の場であること、衣食住を初めとして子どもの生存・発達に必要な保護を提供する機関であることなど、「家族」という存在が持つ肯定的な側面も指摘された。また、貧困問題等の解決には、子どもだけでなく家族全体を支援することを通じて子どもの状況を改善していくことが効果的であるとの報告も行なわれた。さらに、ストリート・チルドレンや親のいない子どもに代表されるように、家族

の姿勢をはつきり打ち出すようになった。ただし、必ずしもすべての体罰が司法の場で裁かれることを求めているおらず、むしろ法律の制定による教育的効果を重視していることは強調しておくべきだろう。なおこの点で、国連犯罪防止刑事司法委員会が一九九四年四月にやはり条約第19条の重要性を強調し、子どもに対するあらゆる暴力を撤廃するための措置をとるよう各国に要請したことにも留意。

「家族」

のいない子どもたちに対してどう対処していくべきかという問題提起もなされた。

しかし、全体的印象としては、むしろ家族による子どもの人権侵害をどのようにに防止すべきかという基調での発言が目立ったように思う。幼児虐待に象徴されるように、家族はけっしてア・プリオリに子どもの権利を守る存在ではない。むしろその私的な性質や秘密性によって、子どもの権利を侵害する方向で働く余地が多く残されていることに注意する必要がある。

虐待問題に関しては、スウェーデンのNGO「レッダ・バルネン」（スウェーデン・セーブ・ザ・チルドレン）から同国で体罰禁止法が成立（一九七九年）するまでの経過報告があったほか、ロンドンに本部を置く国際ネット

ワーク「EPOCH」(End Physical Punishment of Children「子どもの体罰を終わらせようの意」)からも「あらゆる体罰が法律によって禁止されるべきだ」との問題提起が行なわれた。委員会が先に紹介したような態度をとるようになったのも、こうした団体の働きかけによるもの大きい。もともと虐待問題については、親の支援体制や公的介入の手段など、もっと議論しなければならぬ問題はたくさんある。

このほか衝撃的だったのは、主として第三世界を中心に、奴隷制と評価するにふさわしい慣行が家族を媒介して行なわれているという報告である。この点に関しては、イギリスに本部を置く「反奴隷制協会」およびそのコディネートで出席したNGOがさまざまな提起を行なった。とりわけ若年婚・幼児婚の問題はビデオ映像等も利用して詳しい報告が行なわれ、一〇代前半の、場合によってはまだ一〇歳にも満たない女の子が親によって無理やり結婚させられ身体的障害(膣の裂傷など)を負う様子が生々しく明らかにされている。

また、「反奴隷制協会」代表は、ILO(国際労働機関)の諸条約で、子どもによる労働でも家族内労働については禁止の対象から外されていることも問題にした。条約が前提としているように「家族だから子どもを酷使したりはしない」ということはなく、むしろ家族の中で(あるいは他の家族に奉公に行く中で)激しい搾取・人的侵害

がまかり通っているという指摘である。討議にはILO代表も出席していたが、この点についてはしどろもどろの答えしか返せなかった。

深い文化的・経済的背景があることは確かだが、いずれも何とかしなければ

3

貧困と子ども

なお、子どもの権利委員会が経済政策の問題を常に重点的に取り上げ、経済政策においても「子どもの最善の利益」(第三条)を貫徹するよう締約国に求めてきていることはこれまでにも何度か紹介してきた。家族や児童労働をめぐる議論にも通底しているテーマであり、世界的視野で子どもの問題を考える場合に貧困を視野に入れることは欠かせないと言ってよい。

今会期では貧困は突出したテーマにはならなかったが、他の国連機関でもこの問題に関してさまざまな動きを起こしていることが委員会で紹介されたので、そのポイントをいくつか紹介しておこう。

ひとつは、一九九五年三月にコペンハーゲン(デンマーク)で「社会開発サミット」が開かれることである。このサミットについては最近日本でも会が結成されるなどしてようやく関心が集まり始めたが、社会開発をどのように進めるかは子どもの権利にも非常に重要な関連がある問題にはかならない。もっとも、かねてからのサミットは

ばならない問題のひとつである。日本では、国際家族年をめぐるては予定調和的な議論しか行なわれなかったらしいがあるが、「家族」の持つまがましい面をもっと直視した議論が今後さらに必要だろう。

経済的観点ばかりを重視する傾向があると国連人権機構内部からも批判されており、子どもの権利の問題がどのぐらい考慮に入れられるかは予断を許さないが、子どもの権利委員会もこのサミットに参加者を派遣する予定であり、行方を注視する必要がある。

このほか、社会権規約委員会(経済的、社会的および文化的権利に関する委員会)では、先ごろ「社会権を保護する手段としてのセーフティ・ネット」をテーマに一般的討議が行なわれた。規制緩和・民営化等を柱とする構造調整政策が第三世界で猛威を振るう中で、弱い立場にある者の最低限の権利をどのようにに保障していくかをめぐる議論である。経済優先で人権を考慮しない構造調整政策とそれを遂行する政府・国際機関が強く批判され、常に人権に優先順位を置くべきことが強調された模様だ。日本でも「規制緩和」をやみくもに称賛する傾向が目立つが、それが子どもたちの生活にどのような影響を及ぼすのか、もっと慎重に検討しなければならぬ。

このほか、国連人権小委員会では居住権に関する問題が議論されており、子どもの権利委員会に対してもさらに子どもの居住権の問題に関心を払うよう要請がきているという。これとの関連で、米州開発銀行が絶対的貧困下にある住むところが安定しない数千人のラテンアメリカの子どもたちを援助するための財政措置を決定したことも報告された。

一九九六年は「国際貧困撤廃年」である。貧困下にある子どもたちの問題により関心を持ち、解決のための道を模索する必要がある。

* *

なお、委員会では、一九九五年一月の第8会期でひと区切りを迎えることを視野に入れ、作業方法の総括に取りかかっている。今会期では、これまでの作業手続を振り返って「報告手続の概観」なる文書も採択された。建設的対話を進める観点から、審査のフォローアップや技術的援助の必要性が強調されるようになってるのが特徴的である。また、現行のガイドラインでは委員会の望む情報が十分に提供されにくいという事実を照らし、「ガイドラインへのコメント」の作成も進んでいる。コンメンタリー(解説)とは言っても委員会の条文解釈を現時点で明らかにするのではなく、これまで事前質問票で質問してきたような事柄をある種のチェックリストとしてまとめる形になる模様だ。

(平野裕二)

フィリピン語版

「子どもの権利条約・手引き書」の刊行

——フォスター・プラン・フィリピンから——

セルソ・S・セミラニョ（カラバン事務所マネージャー）

フィリピンのフォスター・プランの活動地域のひとつに、ミンドロ島の東ミンドロ州があります。このほとんどの家族の生活は貧困とされるレベル以下であり、「子どもの権利条約」にうたわれている子どもたちの権利は往々にして奪われた状況にあります。自然災害や事故などでもっとも犠牲となりやすいのも子どもたちです。昨年一月一日の地震に伴う津波でも、多くの子どもたちが津波にさらわれるなどして命を落としました。

フォスター・プランでは、予防接種、衛生、飲料水、奨学金、保健施設改善、環境保全、技術・指導力訓練などのさまざまな持続的プロジェクトを実施していますが、それと並行して「子どもの権利」について意識を喚起するための広報キャンペーンにも力を入れて取り組んでいます。昨年は、フィリピン語版の「子どもの権利条約・手引き書」を発刊。三五〇〇部が印刷され、公立・私立の小学校、中等学校、大学の図書館、託児所、政府や民間の事務所、コミュニティ・リーダーなどに配付されました。これを記念して、「子ども

たちにも権利がある」というメッセージがプリントされたTシャツも六七四五家族に支給。また一九九四年二月と四月にはそれぞれの場所で発刊式、および子どもの写真展も催しました。これらの目的は条約の普及のために様々なグループへの支持者を広く求めること、また地方行政やコミュニティが子どもの生存、発達などを旨とした諸活動を推進・支援するようになることです。

実際、式には八五六人の子どもと大人、そして副知事と市長が参加し、いろいろな行事が行われました。「子どもとしての私の権利」というテーマの、小学校・中等学校の生徒による演劇、弁論大会、絵画・ポスターコンテストなどには、一七校からの小学生一〇〇人、中・高生徒二五人が参加し、5日間の期間中に一〇〇〇人以上が訪れていました。



『子どもの権利条約』手引き書発刊日の子どもたちのパレード風景

フォスター・プラン・フィリピンでは、今後も「子どもの生存、発達、保護、参加」といった分野でのプロジェクトの数を増やしていくよう努力していきたいと思っています。



JYVAの活動から

日本青年奉仕協会（JAPAN YOUTH VOLUNTEERS ASSOCIATION: JYVA）は、昭和四二（一九六七）年に文部省の許可を得て、ボランティア活動やそれらの活動を通しての自己学習を応援する機関として発足しました。教育、福祉、青少年関係の機関や団体の協力を得て、ボランティアに関する相談・助言、情報や活動の場の提供、研究・交流の場づくり、国際交流、研究開発、出版活動などを通して、ボランティア活動の開拓と発展、新しい人間社会づくりに寄与する歩みを続けています。JYVAが若者のボランティア活動に対して応援している事業として、『二〇代のボランティアが集い創る「活動文化祭」（通称活文）』があります。活文とは、自分たちの暮らしている地域で行なっているボラ

子ども議会開かれる

スロベニアから

旧ユーゴスラビアの中でもっとも早く独立を宣言したのはスロベニア共和国だった。そのスロベニアでは、最初の複数政党制選挙が行なわれた一九九〇年以來、毎年「子ども議会」が開かれてきている。

この子ども議会は「スロベニア青年友の会」と称する民間団体の主導で行なわれているもので、同年一〇月一五日に開かれた第一回議会には全国各地から一三〜一五歳を中心とする子どもたち一〇五人が参加した。この子どもたちは、学校レベルで話し合いを経て地方自治体レベルで開かれた「子ども議会」からさらに選ばれた代表である。

最初の年のテーマは「子どもにとって健康で安全な環境」だった。グローバルな地球環境問題から身の回りの道路安全の問題にいたるまで、大人たちに対するさまざまな不満が出された。二回目の一九九一年は「子どもと若者の自由時間」、三回目には「子どもにとってフレンドリーな学校」がテーマ。四回目の一九九四年には「暴力なしの友情のために」と題していじめ問題を取り上げている。今回は「生徒と教師のコミュニケーション」がテーマになる予定とのことだ。

この会議には首相や文部大臣を初めとする閣僚のほか大人の政治家が多数参加。日本の自治体でときどき行なわれている「子ども議会」がまだまだ子どもたちの意見を「聴き置く」レベルにとどまっていることが多いのとは違い、前回の議会で決められたことがどのぐらい進展しているかについて



「子どもとしての私の権利」というテーマの劇で賞をとった小学校の子どもたち

て担当省庁からの報告も行なわれる。子どもたちは、当初は大人たちに一方的に不満をぶつけるだけだったのが、だんだんと協力的になり現実的な提案をするようになったという。

民主主義がようやく始まったばかりの国で、すでにこのような大人と子どもとのパートナーシップの模索が始まっている。「民主主義」五〇年を迎える日本では、どうだろうか。

（平野裕二）
*ベルギー・ゲントで昨年二月に開かれた会議（本誌前号参照）でのゾーラン・パルボビッチ（Zoran Palovic）の報告による。

ンティア活動を発表し合い、新しいボランティア活動を開拓し体験するプログラムなどが盛り込まれており、全国各地でさまざまな活動をしている一〇代の若者たちの出会いと学びの場となっています。

「全国に仲間ができて、自分の活動をやっていく元気が湧いてきた」「知らない世界を知る楽しさがある」「自分のできることが活かせるということがうれしい」といった声が、毎年参加者からよせられます。

昨年三月には、JYVA出版部より、活文に参加したことのある一〇代の若者たちが、「大人から見たボランティア活動ではなく、自分たちの手で自分たちのためのハンドブックをつくろう」と主体的に取り組んで制作した『一〇代が創るボランティア学習ハンドブック「魅惑の林檎」』が発行されています。

以上のような若者たちを応援する大人たちの全国ネットワークである、『全国ボランティア学習指導者連絡協議会（全V指協）』もできており、さまざまな形でJYVAとともに、若者の「やりたい」という想いを、できる環境に整え応援していくことを目標としています。

（文責 菅野真弓）

阪神大震災

外国人被災者救護実行委員会に支援を

とよなか国際交流協会は、「人権・市民参加・多文化共生」を理念に、地域の国際化と国際協力活動を進めていくことをめざして活動しています。

その理念にたつて、今回の地震被災者の内の、特に文化的言語的経済的なハンディ・キヤップや悩みをかかえている在日外国人被災者に対して支援していくことを開始しました。一月二十一日に大きな国際シンポジウムを予定していた関係で、地震直後、その中止決定とそれに伴う膨大な連絡や事務対応に忙殺され、被災者救護の行動を開始できたのは、一月二十日からとなりました。

救護活動は、地域の二ある国際交流の市民グループの連絡組織「国際ネットワークとよなか」や個人有志と共に、「兵庫県南部地震外国人被災者救護実行委員会」(実行委員長・

栗野 真造 (とよなか国際交流協会)

葛西美紗)を結成し、その活動の調整と事務局を担当して活動を進めています。

なお現地のニーズや情報も日々変化し、多数の電話問い合わせなどもあり、こちらでの連絡や調整が、なかなかうまくいかない状態も多いのが実情です。

実行委員会の活動は、①一時避難のための住宅情報の募集と紹介、②救護金およびテレフォン・カードの募集、③救護物資(カイロ、固形燃料、コンロ、ガスボンベ、手袋、乾電池など)などです。

ご支援をよろしく願います。

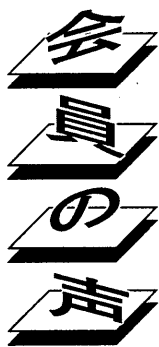
問い合わせ先

とよなか国際交流協会

〒560 豊中市北桜塚三ー一二十八 栗野まで

TEL 〇六ー八四三ー四三三三

FAX 〇六ー八四三ー四三七五



金子健治 (藤沢)

三月一一日午前一〇〜一二時の藤沢市鶴沼公民館の催しに平野裕二さんをお願いいたしました。よろしく願います。ジュネーブからお帰りになりましたら、打合せしたいと思います。

徳本達夫 (広島)

人権以前に考えたいこと。食べること、生きることは他の生きものの生命を奪うことである。このことを実感しようと関連の映画上映会や討論会を開催してきました。私達の身体の中に入ってきた生き物たちに恥じない生き方を追求していきたいと思っています。

入江 宏 (大阪)

大阪の府立高校の教員です。微力ですが権利条約が実効あるものになるよう取り組んでいるものです。会費を送りますので資料等よろしく願います。

季刊教育法

97号

臨時増刊号

子どもの権利条約

— 学習の手引 —

批准後の日本の課題、国際的動向・文献・資料で権利条約のすべてを解説。条約全文(英文他)、政府答弁、各国の動き、自治体の動向等を収録 定価 2,000円

ぼくらの権利条約

●喜多明人・立正大学喜多ゼミナール共編
権利条約をやさしく紹介 定価 1,500円

新時代の子どもの権利

日本の教育と子どもの権利条約
●喜多明人著 定価 1,500円

エイデル研究所

東京都千代田区五番町12
(Fミール五番町1-021)
☎02 電話03(3234)4541(代)

解説教育六法 1995 平成7年版

■解説教育六法編修委員会編

少年司法と国際準則

■澤登俊雄・比較少年法研究会著

少年の非行防止と処遇を国際ガイドラインから考察する。

教育法と教育行政の理論

■神田 修編著

教育法学、教育行政の到達点を明らかにし、将来を展望。

三省堂

〒101 東京都千代田区三崎町2-22-14
☎03(3230)9412(販売)

『子どもの権利条約』No.18

1995年2月15日発行

★発行(隔月刊)

子どもの権利条約ネットワーク

〒105 東京都港区海岸

1-6-1-831

Network for the Convention
on the Rights of the Child

Tel. 03-3433-7990

Fax. 03-3433-7369

(月曜日/午前11時~午後4時)

★発行人 喜多明人

★編集人 平野裕二

★年会費 3,000円

18歳未満 500円

定期購読 3,600円

*郵便振替 00180-2-750150

★印刷

